新潟都市計画地区計画の変更について (豊栄市決定)

都市計画地区計画を次のように決定する。

	名	称	豊栄駅北地区地区計画				
	位	置	新潟市北区葛塚字下大口、同字上大口、同字柳原、同字正尺、柳原一丁目、柳原二 丁目の各一部				
	面	積	約22.0ha				
区域の整	地区計画の目標		本地区は、豊栄駅北部土地区画整理事業施行地区であり、JR豊栄駅の北側に位置している。地区中央の南北方向には、将来整備される豊栄駅北口広場を起点とし、豊栄市北部地区の交通の主軸となる都市計画道路豊栄駅木崎線があり、また東西方向には、補助幹線道路である葛塚柳原線があり、交通の利便に恵まれている。 従って土地区画整理事業の効果を継続し、商業・業務施設の誘導、住宅地の住環境の向上を図ることを目標に豊栄駅北地区地区計画の策定を行う。				
備・開発及び	・ 開 土地利用の方針 及		地区計画区域内の都市計画道路豊栄駅木崎線沿道は、新市街地の核となる商業・業務施設を誘導し、また6m歩道によって整備される緑とのふれあいのできる歩行者空間を優先とした商業地区として整備する。 地区計画区域内の都市計画道路葛塚柳原線沿道は、沿道型商業施設及び業務施設を配置し、沿道地区として整備する。 住宅地区は、周辺の住宅街との調和と用途の純化を図り、緑豊かで、ゆとりある良好な住環境の整備を行う。				
保全	地区施訂	役の整備方針	土地区画整理事業により整備される道路、公園等の機能の維持保全及び向上に努める。				
方針	建築物等の整備の方針		都市計画道路3・3・114豊栄駅木崎線は、商業・業務施設の連続性を確保し、 健全で魅力あふれる商業地を形成するため、建築物の用途制限等を定める。 また、ゆとりとうるおいのある近郊住宅地としての環境を創出するため、建築物 の用途制限、建築物の敷地の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、かき若しくは さくの構造の制限を定める。				

			新潟市北区葛塚字下大口、同字上大口、同字正尺、柳原一丁目、柳原二丁目の各一部					
	位 置 <u></u> 面 積		新潟市北区葛塚子下大口、同子上大口、同子止尺、柳原一」目、柳原二」目の各一部 約18.5ha					
		<u>山</u> (良	B地区(沿道地区) C地区(住宅地区)					
	地区の区分	地区の名称	A地区(商業地区) 用途地域: 第二種住居地域	用途地域: 第二種住居地域	用途地域: 第二種中高層住居 専用地域	用途地域: 第二種住居 地域	用途地域: 第二種中高 層住居専用 地域	
	分 	地区の面積	約2.8ha	約0.7ha	約7.0ha	約2.4ha	約5.6ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	げ築い 1 2 までは、こる、障しれも、システルのものは、一方のは、一方のは、、のは、、のは、、のは、、のは、、のは、、のは、、のは、、のは、、のは、	ではらい はの は で は で で で で で で で で で で で で で で で	が築い 1 れも 教れも 光に 大いるし。 学いの神会らの人育者そに 衆院各築は そに 、そに ホ所福の類 浴の類 寺の類 一身祉他す 場 の類 寺の類 一身祉他す 場 沿れ他す 場 にはら 他す 院他す ム体ホこる 4 5	次以い。 1 2 (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	で、 所に集で築 建建条 関し 所らる法定寄 、れ法定物 物基でで、 「は、にも施め宿 公ら施め 物基をです。 は 「は類の行る舎 衆に行る に準できな は はずの令も又 電類令公 付法定建な は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	

	9 施7で音に関いて、	8 9 10 施の模 3 準0 るの途の施 5 も 別項築築供そす面 1 超築令のの 14 ツれの 東第定舎以建表項物物す築第掲以のる用部の 0 も法0定く スに 東第定舎以建表項物物す築13で除基 2 げ外用も途分合 0 も法0定く スに 変 業 3 を 1 と 2 が 4 を 2 が 4 を 2 が 4 を 3 を 3 で 6 で 3 で 6 で 3 で 6 で 4 を 3 を 4 を 5 で 6 で 6 で 6 で 7 の 5 と 8 準0 るの途の施 5 も 1 2 別項築築供そす面 1 超築令のの 1 3 で 6 で 6 で 7 で 8 準0 る の 4 と 2 が 7 の 5 で 8 準0 る の 4 と 2 が 8 準0 る の 4 を 4 を 9 準0 る 6 で 6 で 7 で 8 準0 る 6 で 7 で 8 準0 る 6 で 7 で 8 準0 る 7 で 8 準0 る 6 で 8 準0 る 7 で 8 準0 の 8 準0 る 7 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で		

			A地区(商業地区) B地区(沿道地区)		C地区(住宅地区)			
		地区区分の名 称	用途地域: 第二種住居地域	用途地域: 第二種住居地域	用途地域:第二種中高層住居専用地域	用途地域:第二種住居地域	用途地域:第二種中高層住居専用地域	
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物の敷地 面積の最低限 度	400㎡ (ただし、土地区 画整理事業の換地 処分によって生じ た一筆の土地又は 巡査派出所若しく は公衆電話所その 他これらに類する 公益上必要な物の敷地はこの限 りでない。)	165㎡ (ただし、土地区画整理事業の換地処分によって生じた一筆の土地又は巡査派出所若しくは公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。)				
		壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6 m 以上とする。また、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの 距離は、1.0 m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建 築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでな い。 1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが前面 道路の肩から2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であること。 2 自動車車庫で軒の高さが前面道路の肩から2.3 m以下であること。 3 外壁又は、これに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0 m以下であること。					
		建築物等の形 態又は意匠の 制限	広告物は、自己の広告の用に供するものとし、その設置方法は次のとおりとする。 1 屋上広告物については、屋上水平投影面をはみ出さない。 2 突出広告物については、敷地境界線からはみ出さない。					
		かき又はさく の構造制限	道路に面するかき又はさく(門柱を除く。)の構造は、生垣、金網若しくは鉄さくその他透視可能なもの又は前面道路の肩からの高さを0.6m以下のものとしなければならない。					

「区域は計画図表示のとおり」

